

**※必ず、当申込書と合わせて保険証券のコピーもご提出お願いいたします。**

(証券必須項目：証券番号、保険契約者名、建物住所、補償内容、保険期間)

【提出先】 FAX: 03-6869-9104 メール: support@ones-best.com 郵送先: 〒1070052 東京都港区赤坂4-13-5-1階 株式会社ONE'S BEST

|   |  |   |                              |      |      |   |   |   |   |
|---|--|---|------------------------------|------|------|---|---|---|---|
| 申込日   | 西暦   | 年 | 月                            | 日    | 性別   | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |   |   |   |
| 申込者名  | フリガナ   |   |                              |      | 生年月日 | 西暦  | 年 | 月 | 日 |
|   |  | 印 |                              |      | 電話番号 | -   |   |   |   |
|   |  |   |                              |      | 携帯番号 | -   |   |   |   |
| E-Mail  | フリガナ   |   |                              |      |      |   |   |   |   |
| 現住所   | 〒  |   | 都道府県                         | 市区町村 |      |   |   |   |   |
| 証券記載住所  | <input type="checkbox"/> 上記住所と同じ                             |   | <input type="checkbox"/> その他 | 都道府県 |      |   |   |   |   |
| 築年数   | 年  |   |                              |      |      |   |   |   |   |
| 保険会社  | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |   | 地震保険                         |      |      |   |   |   |   |
| 証券No.   | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (金額 )  |   |                              |      |      |   |   |   |   |
| <p>★規約確認</p> <p><input type="checkbox"/> 保険契約者同意の元、当サービスに申し込みます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当サービスの説明をしっかりと認識した上で申し込みます。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査で災害が確認できた場合、保険会社に申請をすることを約束します。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査後に自己都合で保険申請を行わない場合は調査に関する人件費・交通費等の実費をお支払いすることを合意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 保険会社査定により、保険金が支払われなない、または弊社見積額より減額される場合があることを認識した上で申し込みます。</p> <p><input type="checkbox"/> 保険金に関する通知書が届いた場合、または保険金の入金を確認できた場合は、3日以内に必ずお知らせします。</p> <p><input type="checkbox"/> 保険金入金日より7日以内に成功報酬「損害保険金ご入金額の30% (税込33%)」を指定口座に振り込みます。</p> <p><input type="checkbox"/> 成功報酬の支払いが期日を過ぎた場合は遅延損害金が発生することを合意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 保険金 (給付金) 証明書写真の写真を規定方法で提出します。</p> |  |   |                              |      |      |   |   |   |   |

英数字で分かりづらい箇所にはフリガナをお願いいたします。

※ お申込書確認後、お電話で調査日を決めさせていただきます。

※ 記載されている個人情報に関しては、当サービス以外に一切使用いたしません。

※ 成功報酬お支払い時の振込手数料はお客様ご負担でご負担いただけます。

※ 成功報酬振込口座は、建物調査会社が指定します。

↑お客様情報・保険会社情報をお書き下さい。  
規約確認は□にチェックを入れて下さい。

|     |     |     |             |
|-----|-----|-----|-------------|
| 紹介者 | 石井実 | 連絡先 | 09099432589 |
|-----|-----|-----|-------------|

# ONES BEST

株式会社ONE'S BEST  
〒107-0052 東京都港区赤坂4-13-5-1F  
TEL: 03-5114-6018 / FAX: 03-6869-9104

申込者（以下「甲」という。）と、受託者、株式会社 ONE'S BEST 及び株式会社 ONE'S BEST が指定する建物調査会社（以下「乙」という。）、とは、以下のとおり、甲が加入している火災保険に関するコンサルティング業務につき契約を締結した。

## 第1条 (業務内容)

甲が乙に委託するコンサルティング業務（以下「本件業務」という。）の内容は以下のとおりとする。

① 火災保険の内容の調査、指導、助言 ② 火災保険給付金申請に関する知識、技術、ノウハウの提供 ③ 火災保険対象物件の調査及び資料作成

## 第2条 (報酬)

甲は、乙に対し、本件業務に係る報酬を以下のとおり支払う。ただし、乙は、給付金が発生しなかった場合及び本契約が途中で終了した場合、報酬の請求をすることができない。支払時期：保険会社からの給付金が入金された日から7日以内、支払額：甲が受領する保険会社からの給付金総額の33パーセント（税込）

## 第3条 (報告義務)

1 乙は、甲に対し、本件業務の遂行状況について、定期的に書面又は電磁的記録により報告を行わなければならない。

2 甲は、乙に対し、甲が必要と認めるときは、本件業務に関し、報告及び資料の提出を求めることができる。

## 第4条 (再委託)

乙は、本件業務を第三者に委託することができる。また、乙が第三者に再委託する場合、乙は当該再受託者に対し、本契約において乙が甲に対して負う義務を遵守させるとする。また、この場合も、乙は本契約において甲に対して負う義務を免れるものではない。

## 第5条 (秘密保持)

1 甲及び乙は、本件業務の遂行に際して知り得た相互の業務上の情報（以下、「秘密情報」という。）については、事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める情報は秘密情報に含まれない。

① 既に公知であった情報

② 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報

③ 情報を取得した時点で、既に保有していた情報

④ 秘密情報の提供を受けた当時は、秘密情報について他に秘密を保持・管理し、秘密情報を遂行する目的以外に使用してはならない。

4 乙が、前条に基づき、本件業務を第三者に再委託する場合には、乙は、当該再委託者との間で本契約と同等の秘密保持契約を締結して、秘密保持義務を遵守させなければならない。

## 第6条 (解約の申入れ)

1 甲又は乙は、10日前までに書面で予告することにより、いつでも本契約を解約することができる。

2 前項により本契約が途中で解約された場合において、乙が本件業務の調査を既に実施している場合には、別途乙から甲に提示する見積書の金額の33パーセントの金額及び調査に要した人件費、交通費等の実費を、甲は乙に対して支払わなければならない。

## 第7条 (契約の解除)

甲又は乙のいずれか一方において、次の各号に定める事由が生じた場合には、甲又は乙は相手方への催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

① 本契約に関して重大な義務違反があったとき。

② 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受けたとき。

③ 銀行取引停止処分を受けると同等の支払停止になったとき。

④ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算について、自ら各開始の申し立てをしたとき又は各開始の申立てを受けたとき。

⑤ 監督官庁より営業停止、営業許可の取消し、その他の行政処分を受けたとき。

⑥ 財産状態が悪化し、又はおそれがあると思われる相当の事由があるとき。

## 第8条 (契約上の地位・権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは引き受けさせてはならない。

## 第9条 (遅延損害金)

甲は、第2条第1項に定める支払時期を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を乙に支払わなければならない。

## 第10条 (損害賠償)

甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害（当事者が予見し、又は予見することができた特別事情による損害、合理的な範囲内における弁護士費用を含む。）を賠償しなければならない。

## 第11条 (契約期間)

本契約の契約期間は、本契約締結時から甲による火災保険給付金の申請が完了した時までとする。ただし、甲又は乙より契約期間延長の申出があった場合には、甲乙別途協議を行う。

## 第12条 (反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、現在、暴力団員、暴力団員でなくとも5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害、その他これに準ずる行為を行わないことを確約する。

3 甲又は乙は相手方が前2項のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

## 第13条 (規定外事項)

4 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除した者はこれによる損害を賠償する責めを負わない。

## 第14条 (管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙別途協議してこれを定める。

本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 規約と署名

|       |  |      |
|-------|--|------|
| ★ 署名日 | 西暦 年 月 日                               | ★ 署名 |
| ★ 規約  | <input type="checkbox"/> 規約に同意して署名します。 |      |

↑ 署名日と署名の記入、規約の□にチェックを入れて下さい。